

木古内町建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和5年度及び令和6年度において、木古内町が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

第1 資 格

1. 基本的資格要件

木古内町が発注する契約にかかる一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア. 政令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に該当しない者であること。
- イ. 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ. 税金を誠実に納めていると認められる者であること。

2. 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

ア. 工事の請負契約（塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事等にかかる契約を含む。以下同じ。）についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (ア) 令和4年12月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けてから、引き続き2年以上その営業を行っていること。
- (イ) 令和4年12月1日の直前2年度の決算において完成工事高を有していること。
- (ウ) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、令和4年12月1日の直前2年度分決算により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する事項の審査を受けていること。

イ. 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について行った審査の結果及び北海道の格付等を総合的に勘案した上で数種類に格付されるものとする。

(ア) 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通省告示に定められた項目とする。

(イ) 主観的審査事項

- a. 工事施工成績
- b. 労働安全成績
- c. 労働福祉成績

ウ. 次に掲げる保険のすべてにおいて、届出の義務を履行している者（ただし、届出の義務のないものを除く。）

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 建築物の設計にかかる契約

建築物の設計にかかる契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア. 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものはこの限りでない。

イ. 令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。

ウ. 次に掲げる保険のすべてにおいて、届出の義務を履行している者（ただし、届出の義務のないものを除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成にかかる契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成にかかる契約についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア. 令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。

イ. 次に掲げる保険のすべてにおいて、届出の義務を履行している者（ただし、届出の義務のないものを除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(4) 測量にかかる契約

測量にかかる契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア. 測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。

イ. 令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。

ウ. 次に掲げる保険のすべてにおいて、届出の義務を履行している者（ただし、届出の義務のないものを除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(5) 物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託にかかる契約

物品の購入又は印刷物の製造にかかる契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア. 令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。

(6) その他にかかる契約

その他にかかる契約については、前各号に準じて取り扱うものとする。

3. 資格要件の特例

(1) 協同組合及び協業組合における特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次の各号のいずれかに該当するときは、2. に規定する資格要件のうち営業年数にかかる資格要件は適用しない。

ア. 経済産業局長が行う官公需の受注にかかる適格組合証明を有するとき。

イ. 協業組合及び中小企業等協同組合のうち企業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者であつた者が構成員の過半数を占めているとき。

(2) その他の特例

(1) の規定に当てはまらない場合であっても、特に町長が認める場合は、2. に規定する資格要件の

うち営業年数に係る資格要件を適用しないことができるものとする。この場合、第3の2. で提出を求めている申請書類のうち決算書については、提出を要しないものとする。

4. 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年度及び令和6年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は、消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てを行ったとき。ただし、更生手続又は再生手続の開始の決定を受けた者（木古内町建設工事等入札参加資格を有していた者に限る。）は、資格審査の再申請を行うことができる。
- (5) その他第1の2. に定める資格要件のいずれか又は第1の3. の各号に定める要件を欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法等

1. 申請時期

- (1) 工事の請負、建築物の設計、土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成、測量については、令和4年12月12日から令和5年1月31日までとし、物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託については、令和5年2月1日から令和5年2月28日までとする。
- (2) 共同企業体にかかる申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (3) 中小企業等協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需の受注にかかる適格組合証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については、第1号及び第2号によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (4) 企業組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、第1号及び第2号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (5) 特に町長が必要と認めた者にかかる申請時期は、町長の指定する日とする。

2. 申請の方法

- (1) 工事の請負契約
- (2) 建築物の設計にかかる契約
- (3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成にかかる契約
- (4) 測量にかかる契約

上記(1)から(4)については北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトからの電子申請となるため、一般財団法人北海道建設技術センターのホームページに掲載されている北海道市町村入札参加共同審査申請の手引き（建設工事編、測量・建設コンサルタント等業務編）を参照し、申請すること。

- (5) 物品の購入又は印刷物の製造にかかる契約

物品の購入又は印刷物の製造にかかる契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、コピーでも可とする。また、町長が指定する

業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

- ア. 木古内町様式（北海道様式でも可とする）
- イ. 商業登記簿謄本（法人のみ）
- ウ. 身分証明書（個人営業者のみ）
- エ. 営業証明書（個人営業者のみ）
- オ. 従業員名簿（個人営業者及び資本金100万円未満の法人のみ）
- カ. 許認可に関する証書の写し（該当ある場合のみ）
- キ. 国税（その3の2またはその3の3）及び市町村税の未納がないことの証明書
- ク. 印鑑証明書（実印以外を使用する場合はほかに使用印鑑届）
- ケ. 過去1か年分にかかる決算書
- コ. 誓約書

(6) 業務委託にかかる契約

業務委託にかかる契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、コピーでも可とする。また、町長が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

- ア. 木古内町様式（北海道様式でも可とする）
- イ. 商業登記簿謄本（法人のみ）
- ウ. 身分証明書（個人営業者のみ）
- エ. 営業証明書（個人営業者のみ）
- オ. 従業員名簿（個人営業者及び資本金100万円未満の法人のみ）
- カ. 主な契約実績
- キ. 技術者名簿
- ク. 許認可に関する証書の写し。（該当ある場合のみ）
- ケ. 国税（その3の2またはその3の3）及び市町村税の未納がないことの証明書
- コ. 印鑑証明書（実印以外を使用する場合はほかに使用印鑑届）
- サ. 過去2か年分にかかる決算書
- シ. 誓約書

(8) 建設共同企業体の請負にかかる契約

建設共同企業体の請負にかかる契約についての申請は、次の申請要件を満たしていることとする。

- ア. 企業体の構成
 - a. 申請する業種について、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。（格付をする業種に限る。）
 - b. 3社以内で構成されていること。
 - c. 共同施工方式（甲型）の共同企業体であること。
- イ. 構成員の要件
 - a. 申請する業種について、木古内町入札参加資格を有していること。
 - b. 申請する業種について、建設業の許可を有してから営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が4年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
 - c. 申請する業種に対応する工事について、元請としての実績があること。
 - d. 申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
- ウ. 出資比率
 - a. すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。（2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上）

(9) その他にかかる契約

その他にかかる契約についての申請は、前各号に準じて取り扱うものとする。

3. 資格審査の再申請及び変更届

- (1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる号のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をするものとする。
 - ア. 競争入札参加資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合。
 - イ. 中小企業等協同組合及び協業組合がその構成員を変更した場合（企業組合を除く中小企業等協同組合にあっては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）
 - ウ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合。
- (2) 前号の申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、コピーでも可とする。
 - ア. 北海道市町村統一様式のうちの様式11（物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託以外の場合）
 - イ. 競争入札参加資格変更審査申請書（物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託の場合）
 - ウ. その他再申請を行う事由にかかる書類
- (3) 競争入札参加資格者は、住所、商号又は名称、法人の代表者氏名、組織、実印、電話番号、支店等の名称、主たる事業、支店長名等を変更したときは、競争入札参加資格関係事項変更届を提出するものとする。
- (4) 前号の届出は、次の書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、コピーでも可とする。
 - ア. 北海道市町村統一様式のうちの様式12（物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託以外の場合）
 - イ. 競争入札参加資格関係事項変更届（物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託の場合）
 - ウ. その他再申請を行う事由にかかる書類

4. 申請の場所

工事の請負、物件の製造（印刷にかかるものを除く。）、建築物の設計、土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成、測量については、一般財団法人北海道建設技術センターとし、物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託の場合は、木古内町役場総務課を主管課（申請書提出先）とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、町外事業者については原則郵送で受け付けるものとする。

5. その他

建設工事については、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況についても審査の対象となるため、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の【雇用保険加入の有無】、【健康保険加入の有無】及び【厚生年金保険加入の有無】の欄のいずれかに【無】の記載がある場合は審査できないものとする。（加入義務がない場合【除外】を除く。）